

京都市市税条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第78号）（行財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 固定資産税及び都市計画税

- (1) 土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、地価の変動に伴う税額の激変を緩和するための負担調整措置が講じられているところ、当該措置の適用期間を令和8年度まで延長します。
- (2) 宅地等（農地以外の土地をいう。）で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、条例で定めるところにより、税額計算の基礎となる当該年度の前年度の課税標準額の算出において、変更後の用途に係る本市の平均の負担割合を使用する方式によることとする特例措置を適用しないことができることとされているところ、当該措置を令和6年度から令和8年度までの間も引き続き適用しないこととします。

2 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行います。
- (2) 上記の改正は令和6年4月1日から施行します。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第78号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項第1号中「第25項第3号」を「第25項第4号」に改め、同項第4号中「第33項」を「第32項」に改め、同項第5号中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）、附則第12条の2、附則第14条の前の見出し及び同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第17条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例の規定は、令和6年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)